

13 春日部市

建設 工事	査 測 量	設 計 調 理	維 持 管 理	書 類 名	摘 要
○	○	○		1 申請事業所の写真・案内図 (様式C-10)	・申請する事業所の所在地が、春日部市内の場合に提出してください。 ・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚を添付してください。 ・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。
○	—	—		2 資格審査申請日時点で有効なISO9001の 認証取得証の写し	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、春日部市内の場合のみ対象】 ・ISO9001の認証を取得した事業者が対象です。 ※ISO9001を認証されていて共通書類としてその写しを提出している場合は、提出する必要はありません。
○	—	—		3 資格審査申請日時点で有効な春日部市機 関等と協定等を締結し、災害防止活動等へ の協力体制を整えていることを確認できる 書類の写し	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、春日部市内の場合のみ対象】 ・春日部市機関等との協定書や登録証又は証明書などにより、資格審査申請日時点において協力体制を確認できるものを提出してください。
○	—	—		4 障害者雇用状況報告書の写し又は障害者 雇用の状況	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、春日部市内の場合のみ対象】 ・次の条件のいずれかを満たす事業者 ア.「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条の規定に基づく報告義務がある場合 申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した事業者が対象です。 イ.「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条の規定に基づく報告義務がない場合 申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の報告書を提出した事業者が対象です。 ※障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況を共通書類として提出している場合は、提出する必要はありません。

【春日部市提出書類】の問合せ先

春日部市 総務部 契約課 契約担当

TEL:048-736-1128(直通)

FAX:048-734-5516